

## 韓国の在外同胞に関する研究

孔 義 植

### 一 はじめに

韓国では二〇一一年二月に在外国民の参政権を認める「在外国民投票法」が成立し、二〇一二年から在外国民の大統領選挙と国会議員選挙の比例代表選挙権を行使できるようになった。こうした韓国政府の在外同胞政策の変化により、韓国では学界や政界などを中心に在外同胞に対する関心が高まっている。

一九世紀から二〇世紀にかけて朝鮮半島は、近代化と産業化に失敗して政治・経済的な混乱が高まり、ついに国権を失った。その後、植民地支配から解放され、主権を取り戻した後にも南北分断、朝鮮戦争や軍部クーデター、軍部独裁政治が続く中で、多くの「韓人」<sup>①</sup>が、経済的・政治的な理由によって自発的に、あるいは非自発的に祖国を離れざるを得なくなった。二〇一五年現在、海外に居住する韓人数は、世界の二八ヶ国に七一八万四八七二人を数える。

この中で韓国での参政権を行使できる在外国民だけでも二六〇万人にのぼる。<sup>(2)</sup>

筆者はこうした韓人在外同胞の増大と韓国における在外同胞への関心の高まりに注目して、韓人在外同胞が単一国家として五〇万以上居住している中国（二五八万五九九三人）、米国（三三万八八九人）、日本（八五万五七二五人）の三ヶ国を対象に、在外同胞社会の形成過程と現状を調べ、両者間の関連性を探ってみる。

韓人在外同胞社会は、朝鮮半島における政治・経済的混乱、国権の喪失、南北分断、朝鮮戦争、軍部独裁といった内部要因と、当時の国際情勢、米・中・日の移住・移民政策、対朝鮮半島政策といった外部要因の影響をそれぞれ受けながら形成された。そのため中国、米国、日本に形成された韓人同胞社会は、その形成時期や移住動機、目的などから異なる形をしている。さらに、中・米・日三ヶ国の韓人移住者に対する処遇や政策の違いによっても異なる姿をしている。こうしたことから、ここでは移住の自発性や非自発性、経済的理由や政治的理由、越境流民や契約移民あるいは自由移民といった移住の動機や要因、目的を基準として移住形態をいくつかに類型化してみる。それから、形成過程における類型の違いと、中・米・日三ヶ国の韓人移住者に対する処遇や政策がどのように絡み合っているか、在外同胞社会を特徴付けているかを分析する。つまり、移住過程の類型と中・米・日三ヶ国の対応が現状の在外同胞の法的地位、在外同胞コミュニティ<sup>(3)</sup>の性格、国家や民族に対する帰属意識、本国との関係にどのような影響を与えているかを探ってみる。

こうした研究は、今後の課題であるそれぞれの国家や地域にふさわしい在外同胞政策の在り方を模索する上で欠かせない作業であると思われる。

## 二 在外同胞の用語問題

韓国では国を離れて外国で居住・生活している韓人の血統を持つ人々を様々な名称で呼んでいるものの、韓国政府の公式的な呼び方は「在外同胞」である。これは「在外同胞」に関する法律である「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律（法律第一二五九三号）」と在外同胞問題を総括する在外同胞財団の「在外同胞財団法（法律第一三三四八号）」から確認できる。さらに、この二つの法律は「在外同胞」の概念を次のように定義している。「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」の第二条（定義）によると「この法律での在外同胞とは次の各号のどちらかに該当する者を言う。①大韓民国の国民として外国の永住権を取得した者あるいは永住する目的で外国に居住している者（以下「在外国民」という）。②大韓民国の国籍を保有した者（大韓民国政府樹立の前に国外へ移住した同胞を含む）あるいはその直系卑属として外国国籍を取得した者の中で大統領令で定める者（以下「外国国籍同胞」という）。一方、在外同胞財団の「在外同胞財団法」の第二条（定義）によると「この法律で『在外同胞』とは、次の各号のどちらかに該当する人をいう。①大韓民国の国民として外国に長期滞在するか、外国で永住権を取得した人。②国籍に関係なく韓民族の血統を持つ人として外国で居住・生活している人」であると定義している。

両法を比較すると「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」では、「国籍」や「国民」の概念を重視して在外同胞の範囲を定義している。さらに、この法律では在外同胞のうち、韓国国籍を持っている者を「在外国民」と定義して韓国系外国人（外国国籍の在外同胞）と区別している。一方、「在外同胞財団法」では「血統」や「民族」に焦点を当てて在外同胞の概念を定義して、在外同胞の範囲をより包括的に把握している。

すでに述べたように韓国では、海外で居住している韓人の血統を持つ人々に対する呼び方が多様であって、公式的、政策的、学問的、日常的な使用方法や目的によって意味が少しずつ異なる。「在外同胞」の他の呼称としては「同胞」、「海外同胞」、「僑胞」、「海外僑胞」、「僑民」、「海外僑民」、「在外国民」、「在外韓人」、「海外韓人」、「韓人ディアスポラ (Korean diaspora)」などの用語が用いられている。「僑胞」と「同胞」の概念は、両方とも同じ血統を受け継ぐ韓人であるという点では同一であるが、「僑胞」および「海外僑胞」が海外で暮らす韓人であるのに対して、「同胞」は居住地とは関係なく韓人の血統を持つ人全体を意味する。「僑民」と「海外僑民」は、外国に住んでいる自国民の意味で、「在外国民」と同じ意味であり、本国での選挙権が行使できる人々である。日本に居住している在日韓国人の場合は主に「在日同胞」もしくは「在日僑胞」と呼ばれていて、「僑民」や「在外国民」と同じく本国での選挙権を持っている。「在外同胞」とは、韓国の国籍を持って海外で居住する人々はもちろん外国の市民権や永住権を持って海外で居住するすべての韓人の血統を持つ人々を意味する包括的な概念である。

これに対して「在外韓人」、「海外韓人」とは、同一の文化と血統を共有する集団であるという意味、つまり民族集団という概念で、南北朝鮮の住民をはじめ全世界に渡って韓人の血統を受け継いだ人々とその子孫までを入れた概念として使用されている。この概念を使う人々は、「在外同胞」という用語は全世界的に使われている普遍的概念であって、固有の民族性を表すためには韓民族（朝鮮族）を意味する「韓人」という用語を使うべきだと主張している<sup>5)</sup>。彼らは同じ「韓人ディアスポラ」であっても国や地域、時代によってその呼び方が違うこともその理由として取り上げている。同じ「在外同胞」を日本では「朝鮮人」、中国では「朝鮮族」、ロシアや中央アジアでは「高麗人」、アメリカでは「韓国系米国人 (Korean American)」と呼んでいることを例として挙げている。

本稿では韓国政府の公式的な呼称である「在外同胞」という用語を採用しながら、在外同胞の概念としては在外同胞財団の定義を採用して在外同胞の概念をより包括的に用いる。さらに、海外での在外同胞の形成過程で登場する韓民族を通称としては「韓人」という用語を使いながら、時代的・地域的な必要によっては、「朝鮮族」、「朝鮮人」、「韓国人」、「高麗人」、「在中同胞」、「在日同胞」、「在日韓国・朝鮮人」、「在日コリアン」、「在米同胞」、「韓国系米国人」、「コリアン (Korean)」、「同胞社会」などの用語も便宜的に混用する。

### 三 在外同胞の形成過程における類型

韓人の海外移住の動機や要因、目的を大別して見ると、移住が自発的だったのか非自発的だったのか、経済的理由だったのか政治的理由だったのか、越境流民だったのか契約移民だったのか自由移民だったのかに分類することができる。これらの動機や要因、目的を組み立てて移住を類型化して見ると、次のような五つの類型ができると考えられる。一つ目は、経済的な貧困から国境を越えた「自発的経済流民型」である。一八九〇年代に朝鮮半島の北部地域の農民らが満州（中国の東北地域）やソ連の沿海州地域へ移住したのがこの例である。二つ目は、「自発的契約移民型」である。一九〇三年に始まったハワイへの契約移民や一九六三年から始まった西ドイツへの鋤夫や看護師の移住がこの例に当たる。三つ目は、政治的な理由で祖国を離れた「自発的政治亡命型」である。日韓合併後、日本の植民地支配下での祖国の独立運動のため中国、ロシア（ソ連）、米国へ渡った知識人や憂国志士らと、一九七〇年代から軍部独裁政治に反対して米国などに移住した韓人がこの例である。四つ目は、「非自発的動員型」である。植民地支配下で日本が満州地域の開拓のため韓人を集団的に移住させたことや太平洋戦争時に徴用や徴兵の形で日本に動員された

朝鮮人、それから沿海州地域から強制に中央アジア地域への集団移住された韓人（高麗人）などがこの例である。五つ目は、「自発的経済移民型」である。一九六五年、米国の移民法改正により韓国から多くの人々がアメリカドリムを求めて渡米した。また、一九八〇年代以降、韓国で海外国の自由が認められたことや、その後の世界的なグローバル化の波に乗って日本や中国をはじめ世界各地にビジネスや留学などを目的として海外に移住したのがこの例にあたる。

以下では中・米・日における在外同胞社会の形成過程と三ヶ国の政策や対応などを合わせて現状との関係を探ってみる。

#### 四 在中同胞の形成過程及び現状との関係

##### （一）形成過程

中国に韓人が流入し始めたのは、十九世紀の半ばごろからであった<sup>⑥</sup>。一八六九年、朝鮮の北部地方で凶作による大飢饉が発生して、平安北道や咸慶北道に居住していた韓人の一部が、当時の中国の「封禁令」<sup>⑦</sup>を無視して中国の東北地方に入り稲作などの農業を行い始めた。この地域での韓人の越境耕作を最初のうち禁止・統制した清朝は、人口密度が高い山東・河北・河南地域から東北地域への人口移動を目的にこの地域を開放し、韓人の集団移住も行うことにした。一八八一年に「封禁令」が解除し、一八八三年には清朝の吉林と朝鮮との貿易協定の一環として「吉林朝鮮商民貿易地方章程」を締結して交易を奨励した。さらに、一八八五年には琿春に「招墾総局」を設けて韓人の戸籍の登記と居住を認めた<sup>⑧</sup>。このような流れのなかで中国に移住した韓人は一八九四年には約六万五千人に上り<sup>⑨</sup>、一九〇七年

在外同胞総計

(単位：人)

地域別		年度別	2009年	2011年	2013年	2015年	百分率 (%)	増減率 (%)
東北アジア	日本		912,655	913,097	893,129	855,725	11.91	-4.19
	中国		2,336,771	2,704,994	2,573,928	2,585,993	35.99	0.47
	小計		3,249,426	3,618,091	3,467,057	3,441,718	47.09	-0.73
南アジア太平洋			461,127	453,420	485,836	510,633	7.11	5.10
北米	米国		2,101,283	2,075,590	2,091,432	2,238,989	31.16	7.06
	カナダ		223,322	231,491	205,993	224,054	3.12	8.77
	小計		2,325,605	2,307,082	2,297,425	2,463,043	34.28	7.21
中南米			107,029	112,980	111,156	105,243	1.46	-5.32
ヨーロッパ			655,843	656,707	614,847	627,089	8.73	1.83
アフリカ			9,577	11,072	10,548	11,583	0.16	9.81
中東			13,999	16,302	25,048	25,563	0.36	2.06
総計			6,822,606	7,175,654	7,012,917	7,184,872	100	2.45

参照：韓国外交部ホームページ（2015年在外同胞状況）

には七万一千人を数えることになった。<sup>⑩</sup>  
 この時期まで多くの韓人は、朝鮮政府の無能や自然災害による貧困から逃れる形で中国との国境を越えた。その後、一九一〇年以降の韓人の中国移住は、日本の朝鮮合併と植民地政策に大きく関わっている。一九〇五年、日本と朝鮮王朝（大韓帝国）との間で「第二次日韓協約」（乙巳條約）が締結され、朝鮮王朝の外交権が日本に奪われ、朝鮮が日本の事実上の保護国になった。すると、これに反対する日本への抵抗を志した知識人をはじめとする多くの韓人が中国の東北地方や上海、ソ連領の沿海州地方に移住した。さらに、朝鮮合併後、一九一八年まで行われた朝鮮総督府の土地整理事業により土地の所有権を喪失した農民が中国に移住した。これにより一九一〇年に二二万であった中国内の韓人の数は、一九三〇年には六〇万人に増加した。この地域に移住した韓人らは土地を購入して町を作り、住民を組織して反日啓蒙運動を展開するとともに学校を建てて民族教育を行った。<sup>⑪</sup> この時期の韓人の中国移住は経済的な要

因だけでなく、政治的な要因によるものも多く、その結果、この地域の韓人社会は抗日独立運動の本拠地化となつていった。

一九三一年、満州事変を引き起こした日本は、満州地域に日本人や朝鮮人の移住を計画して、多くの人々が自発的・非自発的にこの地域に移住した。その結果、一九三三年には延辺地区に一万四七三三世帯の韓人農家が移り住み、一九三九年には東北地域に一万三四五一の韓人の町が形成された<sup>12</sup>。その後も中国に移住する韓人が増え続け、一九四五年には約二一〇万人の韓人が居住していた<sup>13</sup>。

一九四五年、日中戦争が終わるまで中国にいた多くの韓人は中国の対日戦争に協力して日本と戦った。また、終戦後の国共内戦では毛沢東の共産党を支持し、人民解放軍と「東北連軍」を編成して、いわゆる「解放戦争」に参加した。中国の韓人が共産党に味方したのは、国民党が韓人を差別して帰国を促したのに対して共産党は韓人を少数民族と認め、土地改革などでも差別をしなかったからであった。その後、一九五〇年に勃発した朝鮮戦争では、韓人が中国人民義勇軍として参戦して通訳、従軍工作隊、看護師、運送隊、担架隊として活躍をした<sup>14</sup>。このような対日戦争や、国共内戦、それに朝鮮戦争での功績が認められ、一九四九年には少数民族の民族大学としては初の延辺大学が設立され、一九五二年には延辺に朝鮮族自治州が成立した。自治州の州都になった延吉は中国に居住する韓人の経済、文化、教育の中心地になっている。

その後、中国の朝鮮族は、毛沢東の一人支配体制の強化過程で起こった反右派闘争（一九五六年から）、大躍進運動（一九五八年から）、文化大革命（一九六八年から）に至る変革期に、共産党から迫害を受けるなど危機にさらされたこともあった。特に、文化大革命期には民族教育をはじめ、朝鮮語や風習、習慣などが無視され、韓人の指導者が外国



中国居住在外同胞数

(単位：人)

	在外国民				外国国籍 (市民権者)	総計
	永住権者	一般滞留者	留学生	計		
瀋陽 (領)	—	34,565	9,853	44,400	1,607,500	1,651,900
北京 (大)	—	76,250	23,237	99,487	182,794	282,281
青島 (領)	—	75,041	7,376	82,417	210,125	292,542
広州 (領)	—	69,341	2,420	71,761	115,831	187,592
上海 (領)	63	37,217	10,225	47,505	86,091	133,596
香港 (領)	5,508	6,164	1,143	12,815	—	12,815
成都 (領)	—	3,200	950	4,150	5,030	9,180
西安 (領)	—	3,178	1,203	4,382	3,880	8,262
武漢 (領)	—	701	1,731	2,432	5,393	7,825
総計 (領)	5,572	305,657	58,120	369,349	2,216,644	2,585,993

(大)：大使館 (領)：領事館

参照：韓国外交部ホームページ (2015年在外同胞状況)

のスパイなどの罪に問われ犠牲になるなど、多くの被害を受けた。この過程で朝鮮族の知識人や学者、技術者が北朝鮮に亡命することもあったが、文化大革命が収まってからは安定を取り戻した。一九九二年に中国と韓国が国交を正常化する前までは中国と韓国との関係は敵対関係にあったことから、中国の朝鮮族は北朝鮮を祖国と思い、北朝鮮との交流しかなかった。

(二) 現状及び形成過程との関係

在中同胞社会を在外同胞の形成過程での特徴から分類すれば、主に「自発的経済流民」と一部の「非自発的動員」によって形成された後、一九九〇年代以降に「自発的経済移民」が加わる形で形成されている。主に「自発的経済流民」により形成された在中同胞社会は、文化大革命など一時的には迫害を受けたことはあったものの、社会主義中国の国家建設過程に積極的に参加することにより、早くから中国公民としての法的地位が得られた。そのため中国の朝鮮族は中国

人としての国家帰属意識が強く、国家に対する忠誠度も高い。中国朝鮮族が中国社会に溶け込んで中国人としての自覚を強く意識している背景には、経済流民から始まったものの、自らの意思によって自発的に中国へ入ったことや、中国が彼らを中国公民として法的地位を認めたことが大きいと思われる。さらに、民族固有の歴史や伝統、文化を守りながら民族自治を認める中国の少数民族政策も彼らの国家帰属意識を高める要因になったと思われる。また、最近の朝鮮族の中国公民意識の高まりは、朝鮮半島あるいは韓人というものの否定の上に成立しているというよりも、改革開放後の社会経済的発展の結果得られた経済的繁栄がその背景にあると言われている。<sup>15</sup>

在中同胞は、中国の少数民族政策により集団を成して居住している。中国に居住する朝鮮族の人口は、五五の少数民族の中で一二番目に多く、主に吉林省（六二・四％）、黒龍江省（二四・四％）、遼寧省（一一・二％）に居住しており、二％が内モンゴル、河北省、北京などに散在している。<sup>16</sup>自治州の公用語は朝鮮語（ハングル）であり、看板などは朝鮮語と漢字を併記している。朝鮮族の自治行政機関は、二級行政機関である「延辺朝鮮族自治州」と三級行政機関である「長白朝鮮族自治州」、それに四級行政機関である四五の「自治郷」で構成されている。少数民族の中で文盲率が一番低く、生活水準も比較的高い。

中国朝鮮族社会に変化をもたらしたのが一九九二年の中韓国交正常化であった。一九九二年の中韓の国交正常化は、北朝鮮寄りの朝鮮族社会に大きな変化をもたらした。長い間東西冷戦体制下で断絶されていた中国朝鮮族社会と韓国との交流関係は、韓国の経済発展をバックとして著しく拡大していった。中韩国交正常化後、朝鮮族は韓国企業の中  
国進出過程で仲介者の役割を担った。一九九〇年以降、多くの韓国企業が瀋陽、青島、広州、上海、北京などに進出した時、韓国企業に雇われ、韓国企業の中国定着をサポートした。韓国企業の中国進出を皮切りにして、中国でのビ

ジネスや留学などを目的とする韓国人（中国では「新鮮族」と呼ぶ）の中国入りが盛んになった。一方、中国朝鮮族は韓国に労働力を提供して、韓国の経済発展に寄与している。中国朝鮮族は、韓国を訪問して中国産の漢方薬を売るなどの担ぎ屋を手始めに、次第に労働市場に参入し、いわゆる「三K業種」を支えていた。最近では旅行社、飲食業、中古車販売、スーパーマーケット、人材派遣会社などを営み、様々な分野で韓国経済を支えている。二〇一五年現在、韓国には「在外同胞法」により韓国籍を回復した人を入れれば七五万から八〇万人が滞在しているといわれている。<sup>17</sup>

一方、沿岸地域の大会への人口流出と韓国への出稼ぎ労働者の増加に伴う継続的な人口の減少と、中国の経済成長に伴う朝鮮族の中国化により、朝鮮族社会は解体の危機にさらされている。現在、朝鮮族自治州の朝鮮族住民の割合は二七％にすぎなく、自治州構成要件である三〇％を下回っている。<sup>18</sup>二〇一六年一月、韓国の与党・セヌリ党の金武成代表が行った、深刻化している韓国の少子高齢化問題を解決するために中国朝鮮族を積極的に受け入れるべきとするとの発言に対して、朝鮮族団体の幹部が、すでに韓国には五〇万人以上の朝鮮族が入っていて朝鮮族の人口が減っているだけでなく、中国の大都市に進出する朝鮮族の人口の増加により、朝鮮族がこれ以上韓国に移住する動因はないという趣旨の発言をしたことがこうした事情をよく物語っている。<sup>19</sup>

中国朝鮮族のアイデンティティは、韓人としての民族帰属意識と中国公民としての国家帰属意識を同時に共有している。すでに述べたように中国朝鮮族は中華人民共和国の建国とともに中国人の一員と認められ、中国公民としての国家帰属意識もプライドも高い。同時に、彼らは韓人という少数民族として固有の言語や歴史、伝統を守り続けていることから、二重の文化や心理構造を持っている。一方、延辺自治州などの東北三省に居住している朝鮮族とは違って、北京や上海などの大都会に出ている若い朝鮮族においては、民族帰属意識がますます薄れていくのが現状である。

朝鮮族の中には自分たちが「中華民族」であると考えた人々が増え続けている。それは、若い世代になるにつれて多くなっている。<sup>(20)</sup> こうした中、中国の朝鮮族は、ますます薄れていく民族帰属意識を守り、朝鮮族の結束と発展、民族の歴史と文化の継承などを目的とする様々な団体を組織して活動している。例えば、「中国朝鮮族民族史学会」、「中国朝鮮族企業家協会」、「吉林省文連民俗学会」、「大連朝鮮族文化芸術促進会」、「延辺青少年文化振興会」、「長春朝鮮族女性協会」、「黒龍江省朝鮮族商工会」などが代表的な団体である。二〇一三年一月には、地域ごとの朝鮮族団体の有機的な協力体制の構築を目指した「全国朝鮮族社会団体事業フォーラム」を開催するなど、中国朝鮮族社会の維持と発展のため力を入れている。一方、中韓外交正常化以降に中国に入った新韓人（新鮮族）らは、青島、瀋陽、上海、北京などの大都会に進出した人が多いことから、こうした地域を中心に韓人会を組織して活動している。在外同胞財団の分類によれば、現在中国には一二〇余りの韓人団体が結成されている。<sup>(21)</sup>

韓人会のメンバーは主に、中国で企業などを経営する企業家や自営業を営んでいる人などが中心となって結成され、会員の親睦と情報交換、権益伸長と保護、福祉向上、地域経済発展、韓中の友好協力関係の拡大などを目的として活動している。<sup>(22)</sup> 一九九〇年代から中国に進出した新韓人が中心になって結成されたコミュニティと既存の朝鮮族コミュニティとは、儀礼的・形式的な交流が行われているものの、同じ韓人でありながらも国籍も価値観も違うことから、共同事業やイベントなどを行う段階までは至っていないのが現状である。<sup>(23)</sup> これは、四〇年以上断絶されていた韓国社会と在中同胞社会の隔たりを乗り越えるのが簡単ではないことを物語っている。

## 五 在米同胞の形成過程と現状

### (一) 形成過程

韓人が米国に渡るようになったのは、一八八二年に「米朝修好通商条約」が締結されたからであった。この時期に米国に渡った韓人は、国権を失いつつある祖国の未来を救う方策を求めて渡米した一部の知識人であった(一九〇四年に渡米した李承晩は後に韓国の初代大統領になった)。この時期に米国に渡った知識人らは、朝鮮半島が日本の植民地支配から解放されるまで米国で祖国の独立運動を展開した。韓人の米国への最初の集団移住は、一九〇三年から始まったハワイへの労働移民であった。当時、米国の駐朝鮮公使であったアレン公使の勧誘により労働力が不足していたハワイのサトウキビ農場に朝鮮人を送ることとなり、一九〇二年一二月に最初の移民者一〇二人が濟物浦(現在の仁川)港を出発して、一九〇三年一月にハワイに到着した。朝鮮政府は「緩民院」を設置して移民事務を担当させた。

一九〇二年から始まったハワイ移民は、一九〇五年日本の妨害により中断されるまで合わせて一三六便の移民船により、七二二六人がハワイに渡った。<sup>(24)</sup>ハワイに渡った朝鮮人労働者の八四%が二〇代の男性であったため、彼らの結婚問題が懸案になった。これを解決するために行ったのが、写真交換による本国の女性との結婚であった。これによりいわゆる「写真新婦」という若い女性がハワイに渡った。こうした女性らの移住は、米国がすべての韓人の移民を禁止した一九二四年まで続き、一〇五六人がハワイに移住した。<sup>(25)</sup>ハワイに移住した韓人労働者は、一九〇五年から一九〇七年にかけて一〇〇三人がカリフォルニアなどの米国本土に移り、韓人社会はホノルルからサンフランシスコ、ロサンゼルスへと次第に拡大していった。<sup>(26)</sup>

一九二四年以降中断されていた韓人の米国移住は、一九四五年以降、米軍の韓国駐留と朝鮮戦争による国際結婚や戦争孤児の養子縁組という形で再開された。つまり、一九四五年以降に韓国に駐留した米軍兵士と韓国女性との結婚により韓国女性の米国移住が再開され、朝鮮戦争により生まれた戦争孤児の米国家庭との養子縁組も行われた。一九四五年以降、米国の移民法が改正される直前の一九六四年までに米国に渡った韓人は、米兵と結婚した女性が六四二三人、戦争孤児が五三四八人、留学やその他の移民者が三二七九人で、合計一万五〇五〇人にのぼる<sup>27</sup>。

この時期に米国に移住した韓人は数としては多くないものの、その後、米国が移民を積極的に受け入れることになった時、韓国にいる家族を招聘する形で、多くの韓人が米国へ渡る足場となった。米国は一九六五年に移民の受け入れを厳格に制限していた移民法を改正し、「改正移民法 (The 1965 Amendments)<sup>28</sup>」を導入して、移民の受け入れ条件を緩和した。この新しい移民法に基づいて米国は、年間二万人の韓国人移民の受け入れを許可した。これをきっかけとして、韓国人の米国移住が本格的にスタートした。この時期に米国に移住した韓国人は、本国で高等教育を受け、経済的にも安定した中産層の人々が子供たちの教育やより自由で豊かな社会を目指して米国への移民を決心したいいわゆる「中産層移民」、およびすでに米国人との国際結婚などにより米国の市民権を獲得した人々の家族や親戚などから成るいわゆる「招聘移民」が多かった。それにドイツに鉱夫や看護師として移住していた人々やベトナム戦争に参加した韓国の帰還兵の一部が米国に再移住するケースも見られた。

一九八〇年代以降からは、米国に留学した留学生や大手企業の駐在員などが帰国せずに米国で就職するケースも増えつつ、観光ビザなどで入国して不法滞在する人々も増えた。さらに、一九七〇年代から八〇年代にかけては韓国の軍部独裁政治に反対する知識人や政治家などが米国に移住して反政府運動を展開するなど、様々な目的を持った韓人

米国居住在外同胞数

(単位：人)

	在外国民				外国国籍 (市民権者)	総計
	永住権者	一般滞留者	留学生	計		
ロサンゼルス (総)	109,291	52,287	15,430	177,008	413,016	590,024
ニューヨーク (総)	56,100	67,752	20,347	144,199	209,280	353,479
シカゴ (総)	37,422	27,180	16,016	80,618	202,057	282,675
サンフランシスコ (総)	33,106	56,058	7,422	96,586	108,997	205,583
アトランター (総)	38,306	46,610	14,080	98,996	106,353	205,349
ワシントン (大)	27,837	6,640	9,518	43,999	140,684	184,683
シアトル (総)	71,311	11,270	3,144	85,725	87,162	172,887
ヒューストン (総)	40,175	16,568	8,460	65,203	78,955	144,158
ホノルル (総)	3,016	956	805	4,777	42,132	46,909
ボストン (総)	7,701	10,283	3,934	21,918	19,071	40,989
ハガニヤ (出)	1,711	2,010	348	4,069	2,230	6,299
アンカレッジ (出)	862	96	58	1,016	4,938	5,954
総計	426,838	297,714	99,562	824,114	1,414,875	2,238,989

(大)：大使館 (領)：領事館 (出)：出張所

参照：韓国外交部ホームページ (2015年在外同胞状況)

が米国に入るなど、一九六五年から一九九一年までの二五年間で約七〇万人の韓人が米国に移住した<sup>29</sup>。

一九八七年に頂点に達した韓人の米国移住はその後、緩やかに減少し始め、一九九二年に起こった「ロサンゼルス暴動<sup>30</sup>」をきっかけに一部の在米同胞が韓国に逆移民するなど減り続けた。その後、一九九七年、韓国が財政破綻し、IMFの管理体制に入ると再び米国への移住が増え、年間二万人ほどの韓人が米国に移住した。この時期から今現在に至るまでの米国移住者は、主に専門職を持つ三〜四〇代の中産層であり、韓国の教育制度や企業文化、未成熟な民主主義などに失望して移住を希望する人々が多い。

(二) 現状及び形成過程との関係

在米同胞社会を在外同胞の形成過程の類型に当

てはめてみると、契約労働者を皮切りにして、少数の政治亡命者が加わり、そこに大量の経済移民者が加わることにより形成されたことから「経済的契約移民型」と「自発的政治亡命型」、それに「自発的経済移民型」の融合型であると言える。今の在米同胞社会の根幹をなしているのは、一九六五年以降に米国へ渡った自発的経済移民者である。そのため韓国系米国人は、米国の市民権者としてのプライドも高く、彼らの国家帰属意識は米国の方に傾いている<sup>31</sup>。これは在米同胞の多くが自由意志により米国への移住を決心したことや、米国の市民権者としての法的地位を得たことに大きく関連すると考えられる。こうしたことから在米同胞社会は、多民族社会の米国で模範的な中間少数民族として位置づけられている。二二〇万人に上る在米同胞は、約六〇万人が暮らしているロサンゼルスをはじめ、米国の主要都市に散在している。一九四五年以降に米国に移住した韓人の移民第一世は、たとえ本国で高等教育を受けたエリートであっても専門職に就く人は少なく、多くの人が小規模自営業 (Self-employed Small Business : クリーニング屋、食品店、ビューティーサプライ、コリアンレストラン、ガソリンスタンド、酒屋、衣類店など) で生計を立てた。英語力が足りないために単純労働や自営業などを余儀なくされた移民第一世とは違って、第二～四世の職業は多様化・専門化している。一九八〇年代以降、韓人の政治家、医者、判事、検事、弁護士、教授、公務員、科学者、金融専門家が増え、従事する業種も製造業、金融、貿易、サービス、情報通信 (IT) 分野に拡大している。

在米同胞は、植民地支配下では抗日運動を展開し、政府樹立後は祖国の発展のために尽力した。一九六〇年代以降、在米同胞は韓国の経済発展過程で米国の先進知識と技術を韓国に提供して、経済的発展に貢献した。「韓国科学技術院」をはじめ、大学や研究所などに米国の大学や研究所で勤務していた優秀な人材が派遣され、韓国の先端産業化を導いた。特に一九七〇～八〇年代は、在米同胞の知識人らが韓国の民主化勢力や米国の協力者たちと連携して、祖国



の民主化運動を支援し、「民主化宣言」を引き出すのに寄与した。

韓国で生まれて米国で市民権を得た移民第一世は、韓人としての民族帰属意識が強く残っているが、米国で生まれ育った二・三世以降は、親から祖国の言葉や文化などの教育を受けた者以外は韓人としての民族帰属意識は非常に薄い。民族や血統を重視しない米国社会の特徴もあって多くの在米同胞は祖国との接点を持たず、韓国系米国人として米国に溶け込んで暮らしているのが現状である。<sup>(32)</sup> 一方、韓国の経済発展とともに韓国との事業上の交流が拡大され、また、韓国政府の在外同胞支援事業（就職教育、政治力向上のサポート、市民権取得支援、法律相談、法的地位向上、僑民奉仕事業の支援など）も活発に行われることにより在米同胞社会と韓国との交流も拡大した。在米同胞社会では様々な韓人コミュニティーが結成され、活動している。ワシントンに本部を置く「米州韓人総連合会」をはじめ、全米に二一の韓人会と九〇〇以上の韓人団体が活動している。<sup>(33)</sup>

## 六 在日同胞の形成過程と現状

### (一) 形成過程

朝鮮人が日本に渡航することになったのは、一八七六年に行われた「日朝修好条規」（江華島条約）の締結後からであった。この時期に日本に入った朝鮮人は、留学生と少数の視察員、親日的な亡命政治家であって、公式的な統計によれば、一九〇九年には七九〇人の朝鮮人が日本に滞在していた。<sup>(34)</sup> 本格的に朝鮮人が日本に移住し始めたのは、一九一〇年の日韓併合後からであった。日韓併合後、朝鮮総督府が実施した「土地調査事業」（一九一〇年）や「産米増殖計画」（一九二〇年）は、大地主への土地集約や融資の返済に苦しむ中小農民の土地離れと貧困化を促した。一方、

日本では第一次世界大戦の恩恵を受け、経済が急激に成長する中、労働力不足が生じ、朝鮮の農村から多くの労働者が日本に入ってきた。一九二〇年に三万七千人いた朝鮮人は、一九二三年の関東大震災の時に九万近くの朝鮮人が帰還したにもかかわらず、一〇年後の一九三〇年には三十万人に達した。<sup>35</sup>

一九二九年に起きた世界経済恐慌により日本経済が停滞すると日本政府は朝鮮からの渡航を制限し、満州地域への移住を試みたが、日本に滞在する朝鮮人は一九三四年には五十万人に、一九三八年には八十万人に増えた。これは植民地朝鮮の貧困と日本国内の日本人労働者の供給不足がもたらした結果であった。<sup>36</sup> この時期の朝鮮人の日本渡航は、日本の植民地政策が農民の土地離れを促したことを認めても、個人の経済的な理由から自発的に移住した人も多かったと思われる。その後、日本政府は日中戦争や太平洋戦争遂行のため、朝鮮人の強制動員や強制徴用を始めた。一九三九年からは「募集」という形で朝鮮人を日本に連れてきた。日本政府は一九三九年七月、「朝鮮の労務者日本本土移住に関する件」を朝鮮総督府に通達して、炭鉱や鉱山で働く朝鮮労働者の募集を指示した。これにより朝鮮総督府は、同年九月、「朝鮮人労働者募集及び渡航取扱要項」を発表して、朝鮮人労働者を募集した。募集方法は、鉱業・土建会社などが日本政府から募集人員を割り当てられ、朝鮮総督府から許可を得て総督府が指定する地域で労働者を募集することであった。

さらに、一九四〇年一月には、「朝鮮職業紹介令」を公布して、ソウルをはじめとする六つの大都市に就職紹介所を設置して内務部と警察が協力して朝鮮の若者の募集にあたった。一九四二年からは「官斡旋」と言われ、朝鮮総督府や地方官庁に朝鮮労働者協会を置いて、動員可能な人数を調べ上げ、事業主からの申請に応じ、労働者を集めることになった。これにより約一三万人の朝鮮人労働者が募集された。一九四四年には朝鮮人に対する徴用令が公布され、

強制的な朝鮮人の動員が行われた。一九三九年から一九四五年までに徴用、徴兵、軍属などで動員された朝鮮人数は一〇〇万人を超え、<sup>(37)</sup>一九四五年八月の段階で二〇〇万人の朝鮮人が日本にいたとされている。<sup>(38)</sup>

一九四五年八月、終戦により植民地支配から解放された在日朝鮮人は、朝鮮半島への帰還を急いだ。日本政府の発表によれば終戦直後から一九四六年三月までに韓国に帰還したのは、九四万四三八人、一九五〇年までは一〇四万三二八人であった。しかし、終戦時の在日朝鮮人の人数と残留人数を比較すると、公式的に把握されていない帰還者数はもつと多いと思われる。一九四九年五月末に韓国政府が発表した帰国者数は一四一万四二五八人であった。<sup>(39)</sup>これにより一九三九年以降、募集や徴用、徴兵の形で日本に入ってきた朝鮮人のほとんどは帰国することになった。ところが、帰還しようとしても帰還できなかった人や、帰国して再び日本に戻った人もいた。つまり、帰還する時、GHQは引揚者には所持金一〇〇〇円、携帯しうる動産は二五〇ポンドとする財産制限を果たした。そのため日本に生活基盤があった人は帰国をためらい、日本に残ることになった。

一九四七年段階での在日朝鮮人は五九万八五〇七人であった。<sup>(40)</sup>さらに、韓国に帰国した人の中には米国の信託統治をめぐる左右対立による政治混乱、一九四八年に起った「済州島四・三事件」、<sup>(41)</sup>一九五〇年の朝鮮戦争などにより韓国社会が混乱に陥り、経済状況も厳しかったため、密航などにより日本に逆流する人も多く現れた。一方、一九五九年から一九八四年にかけて日本赤十字社と北朝鮮赤十字社によって推進された「在日朝鮮人の帰還事業」により九万三三三九人の在日朝鮮人が北朝鮮に帰還した。<sup>(42)</sup>この事業はできるだけ在日朝鮮人を国外に放出しようとした日本政府の思惑と、在日朝鮮人の労働力や技術力を国家建設に利用しようとした北朝鮮の利害関係が合致した結果であった。戦後、日韓間に公式な人の往来は、長い間途絶えていた。一九六五年の日韓国交正常化により人的交流が始まった

日本国居住在外同胞数

(単位：人)

	在外国国民				外国国籍 (市民権者)	総計
	永住権者	一般滞留者	留学生	計		
大阪（総）	146,929	4,558	2,649	154,136		154,136
東京（大）	95,139	36,740	8,111	139,990		139,990
神戸（総）	51,915	2,216	621	54,752		54,752
名古屋（総）	44,196	3,065	495	47,756		47,756
横浜（総）	29,629	6,612	1,218	37,459		37,459
福岡（総）	19,784	3,167	1,559	24,510		24,510
広島（総）	17,431	759	391	18,581		18,581
仙台（総）	8,259	1,154	266	9,679		9,679
新潟（総）	7,278	1,273	189	8,740		8,740
札幌（総）	4,053	520	275	4,848		4,848
総計	424,613	60,064	15,774	500,451	355,274 <sup>(43)</sup>	855,725

(大)：大使館 (領)：領事館 (出)：出張所

参照：韓国外交部ホームページ (2015年在外同胞状況)

ものの、韓国からは国費留学生や一部のビジネスマン以外の民間人の日本渡航は禁止されていた。日本に韓国から本格的に旅行者や留学生が入ることになったのは、韓国で旅行・留学の自由化が行なわれた一九八〇年代に入ってからである。いわゆるニューカマー (New comer) と呼ばれる若い世代の韓人である。彼らは一九八〇年代以降、日本に留学した後も帰国せずに日本に滞在して仕事をしている人やビジネス目的で日本に渡った人とその配偶者や子供、日本人と結婚した韓国人などである。このように在日同胞社会は、戦前・戦後期に日本に入ったオールドカマーと一九八〇年代以降に日本に入ったニューカマーによって構成されている。

(二) 現状及び形成過程との関係

在日同胞社会は、一九一〇年代以降一九四五年までは日本の植民地政策の結果生じた農地離れの農民らが日本への移住、一九三九年以降の募集型の労働力動員、それ

に一九四四年からの徴用や徴兵などの強制動員、終戦直後の密航などの形で逆流、そして一九八〇年以降のニューカマーにより形成された。こうしたことから在日同胞社会の移住類型は、「非自発的動員型」と「自発的経済移民型」の融合型であると言える。

戦後、一九四七年に日本政府は「外国人登録令」を發布し、在日朝鮮人を日本国民の枠から排除し、いわゆる「見直し規定」<sup>44</sup>により、外国人として管理するようになった。一九五二年、サンフランシスコ講和条約が発効して日本が独立すると、旧植民地出身者は国籍選択の余地を与えられず、日本国籍やその他の権利を失い、外国人登録証の携帯や指紋押捺が義務付けられた。一九六五年、日韓基本条約締結に伴い締結された在日韓国人の法的地位（協定永住）について定めた日韓両国政府間の協定（日韓法的地位協定）により在日韓国人に「協定永住」という在留資格が認められた。これは国外退去に該当する事由が他の外国人と比べて大幅に緩和されたもので、資格は二代目まで継承できることとし、三代目以降については二五年後に再協議することとした。これによって在日同胞の法的地位は不安定なものになり、出入国、就職、金融、社会保障など様々な差別を受けるようになった。そのため在日同胞の職業は自営業が多く、特に焼肉屋に代表される飲食業、パチンコ、小規模不動産会社などに集中した。

こうした日本政府や日本社会の差別に対して一九七七年からは「在日本大韓民国居留民団（民団）」主導で「差別撤廃・権益擁護運動」が開始され、指紋押捺反対や在日韓国人の参政権獲得運動も始まった。その結果、一九九一年には「入管特例法」により三代目以降にも同様の永住許可を行いつつ、同時に韓国籍のみが対象となっていた協定永住が朝鮮籍（北朝鮮籍ではなく実体のない一九一〇年以前の朝鮮籍）、台湾籍の永住者も合わせて「特別永住許可者」として一本化された<sup>45</sup>。指紋押捺制度は一九九二年に特別永住許可者にのみ廃止され、一九九九年に全面廃止された<sup>46</sup>。

朝鮮半島で南北分断と朝鮮戦争が起きて南北の対立が激化すると、在日同胞社会は、韓国と北朝鮮を支持する勢力とに分れ、前者は民団を、後者は「在日本朝鮮人総連合会（総連）」を組織して、互いに対立した。解放以降の混乱期、民団と総連を支持する在日同胞はほぼ半分されていたが、一九五九年以降、北朝鮮を支持する一〇万人近くの在日同胞が北朝鮮に帰還したことや、韓国の経済成長と民主化の進展、それに北朝鮮の世襲独裁政治に失望した総連系の在日同胞が韓国籍に移籍したり総連を脱退したりした結果、総連の勢力は弱体化しつつある。一方、一九八〇年代ごろから多くの在日同胞が日本に帰化して日本の韓人社会で特別永住権を持つ在日同胞が占める割合は年々減り続け、代わりにニューカマーの数が増加している。

在日同胞の多くは大阪や関西地方に居住している。大阪の生野区の鶴橋市場に代表される日本最大のコリアンタウンが形成されていて、東京の新大久保あたりにはニューカマー中心のコリアンタウンが形成されている。現在の在日同胞社会は韓国籍の特別永住権者と朝鮮籍の特別永住者、それに一般永住権者、それに留学生やビジネス目的で入国した人々らによって構成されている。

特別永住権者を中心とした在日同胞の民族帰属意識は、世代によって異なる。朝鮮半島で生まれ育った在日第一世は、祖国に帰りたいという「祖国志向」で、民族帰属意識は言うまでもなく強い。日本で生まれ育ち、日本語を母語とし、日本に継続して定住することが前提になってきた第二世は、日本社会で適応して生きていくという「日本生活志向」に変わりつつも、第一世の体験を間接的に体験し、自分のルーツをごく身近に感じることにより民族帰属意識をかなり残っている。ところが、第三・四世になると祖国との接点がなくなり自然的に日本人としての生き方に慣れていく「日本人志向」に変わり、祖国に対する国家帰属意識も民族帰属意識も次第に薄くなりつつある。特記すべき

### 韓国朝鮮人の帰化者推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
帰化者数	9,689	8,531	8,546	7,412	7,637	6,668	5,656	5,581	4,331	4,744

参照：日本法務省ホームページ（帰化許可申請者数等の推移）

ことは三・四世の「日本人志向」は日本社会への帰属意識とは異なる。彼らは日本人と違う名前からも部外者としての自分を意識しながら、日本にも祖国にも国家や民族帰属意識を感じないことから常に主体性の混乱を経験している。その結果、一部の人は日本式の通名を使ったり、日本に帰化したりする道を選ぶ人も増えている。

このように在日同胞の主体性の混乱は、在日同胞社会が自由意思により形成されたのではなく、日本の植民地支配の副産物として生まれた「非自発的動員型」移住であったことや、日本政府の排他的な外国人政策、それに、分断され対立する祖国の現実に失望したことも影響していると思われる。民団や総連を中心にそれぞれの国家帰属意識や民族帰属意識を高めるために言語や伝統文化、祖国体験プログラムなどを企画しているが、在日同胞の祖国・民族意識離れを止めることは限界に達しているのが現状である。

在日同胞は、戦後、李承晩政権から冷遇されたにもかかわらず、日韓国交正常化以降は経済・政治面で韓国を様々な形で支援してきた。一九七〇年代は在日同胞企業家による韓国投資が韓国の経済発展に貢献し、同時期に一部の在日同胞は日本の良心的な知識人や市民団体と連携して韓国の民主化を支援した。<sup>47)</sup>

在日同胞のコミュニティとしては民団と総連があり、ニューカマーが中心になって二〇〇一年に結成した「在日韓国人連合会」も活動しているが、新旧コミュニティの交流は儀礼的なレベルであって共同事業やイベントなどは行われていない。<sup>48)</sup>

現在の在日同胞社会は、かつての権利闘争や権利獲得の時代とは違って、日本社会の一員としていかに日本社会に貢献し、そこから自分らの居場所や権利を保つていくかを課題として挙げている。<sup>49</sup>

## 七 おわりに

以上で見たように、韓人在外同胞社会の形成過程での相違と居住国の対応や思惑によって中・米・日三ヶ国に居住する韓人在外同胞の現状がそれぞれ異なっていることが分かった。

一部の「非自発的動員」移住に「自発的経済流民」と「自発的経済移民」が主流になって形成された在中同胞は、中国公民としての国家帰属意識が高く、韓人としての民族帰属意識も強い。こうした結果は、在中同胞の移住過程での自発性に加え、中国政府がいち早くから在中同胞を中国人の一員として認めたこと、および少数民族に対する政策的配慮が主な要因であったと考えられる。

「経済的契約移民」と「自発的政治亡命」、「自発的経済移民」により形成された在米同胞は、自発的な移住であることや多様な人種と民族を米国人と受け入れる米国の移民政策に後押しされ、米国の市民権者としてのプライドが高く、米国人としての国家帰属意識も強い。米国人としての国家帰属意識が高い反面、韓人としての民族帰属意識は薄くなりつつあるのも特徴である。

「非自発的動員型」移住を根幹として「自発的経済移民型」が加わる形で形成された在日同胞は、特別永住者という法的地位の不安定さや日本社会からの差別などにより日本に対する国家帰属意識はもちろん、社会帰属意識も薄い。その結果、長い間日本と在日同胞社会は、共生・協力関係ではなく対立・葛藤の関係が続いていた。こうした結果は、



日本政府の外国人政策と在日同胞の形成過程での非自発性という要因が大きく影響していると思われる。

在外同胞の形成過程での居住国の対応が在外同胞コミュニティの性格に影響を与えたことも分かった。自発的な移住者が多く、居住国から公民権や市民権が認められた中国や米国では多様な分野で多様な目的を持った在外同胞コミュニティが結成され、盛んに活動している。一方、在日同胞の場合は、民団と総連という巨大組織が存在して在日同胞コミュニティの司令塔的な役割を果たしている。これは、法的地位など権利や権益を勝ち取るためには在日同胞の力を集中・統一する必要があったからである。ところが、時代の経過や日本政府の在日同胞に対する処遇改善などにより民団と総連の機能低下が著しくなり、これが両組織から在日同胞の離脱を加速化させる原因にもなっている。

在外同胞社会における新旧コミュニティの繋がりや協力関係は、移住の継続性との関連性が強いことが分かった。中国や日本の場合は、一九八〇年代以降に移住した新韓人とそれ以前に移住した韓人との関わりが弱く、旧韓人社会と新韓人社会が寸断された形で共存している。在米同胞の場合は、新しく移住する韓人がスムーズに既存の在米同胞コミュニティに溶け込む形でメンバーに加わり、新旧移住者の間の寸断が見られない。これは、本格的に韓人が米国内に入り始めた一九四五年以降、数の差はあったものの、絶え間なく韓人の米国入りが続き、こうした移住の継続性が維持されたからであると思われる。

在外同胞社会と韓国との関係では、在外同胞形成期の朝鮮半島や朝鮮半島をめぐる国際情勢、本国と居住国との親疎関係、そして居住国の国力が影響している。

在中同胞と韓国との関係は、一九四五年以後朝鮮半島の分断と、中国も参戦した朝鮮戦争により断絶され、在中同

胞と韓国は互いに影響を及ぼしあうことができなかった。一九九〇年代以降になって交流が始まったものの、政治面での結びつきはなく、朝鮮族労働者の韓国入りや延辺地域に対する韓国企業の投資など、経済面での交流が中心になっている。

在米同胞は、戦後、同盟国に基づく友好的な米韓関係を背景に米国での定着を果たし、韓国の経済発展に大きな力を貸した。加えて、軍部独裁など韓国政治に失望して米国に移住した知識人らによる民主化運動に対する支援は、韓国の民主化に大きく貢献した。現在においても在米同胞の先進民主主義の経験や多元的な価値観などは、韓国の民主主義発展に影響を与えているだけでなく、南北分断解消の代案としても期待されている。

朝鮮半島の分断状況がそのまま反映された在日同胞社会は、民団系と総連系に分かれてそれぞれの祖国と交流を行った。戦後直前から一九七〇年代半ばまでは、北朝鮮との交流が盛んに行われたが、一九七〇年代後半からは韓国の経済成長とともに韓国との交流が主流を成すことになった。総連系の在日同胞は個人や団体の送金などを通じて北朝鮮を支援し、民団系は企業の投資や技術などを韓国企業に提供して韓国の経済発展を支えた。一方、在日同胞の一部の知識人は韓国の軍部独裁に反対する韓国内の民主化勢力を支援し、韓国の民主化の一助となった。

以上、中国、米国、日本における在外同胞社会の形成過程と現状を鳥瞰してその関連性や特徴などを明らかにした。今後はこうした研究結果をふまえてそれぞれの国家や地域にふさわしい在外同胞政策の在り方を模索して見る。

(1) ここでの韓人は韓民族（朝鮮民族）の血統を受けついで人々やその子孫を総称する。

(2) 韓国外交部ホームページ (<http://www.mofa.go.kr/main/index.jsp>) 検索日：二〇一五年二月二三日

- (3) ここで言う「在外同胞コミュニティ」は、すべての在外同胞を構成人とする「在外同胞社会」の概念ではなく、ある目的や活動を前提として在外同胞の人々により結成された組織や団体を意味する。
- (4) 在外同胞関連業務を担当している外交部傘下の公共機関である。一九九七年に設立された。
- (5) イムチェハン・ジョンヒョンゴン『在外韓人とグローバルネットワーク』ハンウルアカデミー、二〇〇六年、七〇―七五頁（韓国語）
- (6) 研究者の中には、一七世紀半ばのモンゴルの高麗侵略の時に戦争捕虜として強制に中国に連れ去れた韓人を在中同胞の始まりとするものもある（ソンチュンイル、「中国朝鮮族共同体の過去と現在、未来」、ソンシン女子大学東アジア研究所主催『在中同胞、朝鮮族、それから韓中関係』国際学術大会、二〇一一年、三一頁。イジョンミ『朝鮮族同胞社会の現状と発展方向』在外同胞財団、二〇一〇年、一頁）（韓国語）
- (7) 中国の東北地方は清朝を建国した満州族の発祥地として神聖なところとされ、外部人の流入と開拓が禁じられていた。
- (8) ジョンビョンチル『二〇世紀中国朝鮮族二〇大事件』環境工業出版社、一九九九年、一六頁（韓国語）
- (9) イジョンミ、前掲書、一頁（韓国語）
- (10) ジョンビョンチル、前掲書、一七頁（韓国語）
- (11) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、一九〇頁（韓国語）
- (12) 同右、一九一頁（韓国語）
- (13) イジョンミ、前掲書、一頁（韓国語）
- (14) イゲアンギユ、『在中韓人』一朝閣、一九九四年、二二―二四頁（韓国語）
- (15) 崔学松、「現代中国の国民統合の中の朝鮮族社会―アイデンティティの変容を中心に―」法政大学第二三回韓国人研究者フォーラム『中国朝鮮族社会の現状と歴史的課題』二〇一二年一月二二日、五頁
- (16) ジョンヨンクック、『韓国の在外同胞政策に関する研究』国民大学博士論文、二〇一三年、一一〇頁（韓国語）
- (17) 韓国日報、二〇一五年十二月一九日（韓国語）

- (18) ジョンヨンクック、前掲書、一二二頁(韓国語)
- (19) 韓国日報、二〇一五年二月一九日(韓国語)
- (20) 崔学松、前掲書、六頁
- (21) 在外同胞財団ホームページ (<http://www.korean.net/portal/PortalView.do?>) 検索日:二〇一六年一月一七日)
- (22) 延辺韓国人(商)会ホームページ (<http://homepy.korean.net/~yanbian/www/>) 検索日:二〇一六年一月二六日)
- (23) 二〇一五年八月一五日から二四日までに筆者が北京、上海、延辺、青島で行われた韓人会関係者との面談から得られた証言。
- (24) 米州韓人総連合会ホームページ (<http://www.koreanfedus.org>) 検索日:二〇一六年一月一七日)
- (25) 同右
- (26) チェヒョップ・バクチャンウン 『世界の韓民族(三) 米国・カナダ』統一院、一九九六年、四一―四四頁(韓国語)
- (27) 米州韓人総連合会ホームページ (<http://www.koreanfedus.org>) 検索日:二〇一六年一月一五日)
- (28) 米国は人種差別的な移民法を改正して、家族関係や技術、資質に優先権を与える原則へと修正した。主な内容は、①米国市民権者の配偶者と未婚の子供、②永住権者の配偶者と未婚の子供、③専門職の従事者と芸術・科学分野の特技者、④米国内市民権者の既婚子供、⑤市民権者の兄弟、⑥米国が必要とする一般就業移民、⑦共産主義国家からの避難民、である。イグアンギユ 『米州韓人移民百周年史』米州韓人移民百周年記念事業会、二〇〇二年、四三八頁(韓国語)
- (29) 米州韓人総連合会ホームページ (<http://www.koreanfedus.org>) 検索日:二〇一六年一月一七日)
- (30) 一九九一年三月、黒人青年が高速道路で白人警察官に集団暴行を受ける事件が起こったが、一九九二年四月、ロサンゼルス市警の警官への無罪評決が下されると、評決に怒った黒人たちが暴徒と化し、ロサンゼルス市街で暴動を起こした。この暴動で多くの韓国人商店が襲撃され、大きな被害を被った。
- (31) チェヒョップ・バクチャンウン、『世界の韓民族』統一院、一九九六年、一二二―一二六頁
- (32) 二〇〇八年八月に行った米州韓人総連合会関係者との面談から得た情報。

- (33) 韓国外交部ホームページ (<http://www.mofa.go.kr/main/index.jsp>) 検索日：二〇一五年二月三日
- (34) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、二〇二頁（韓国語）
- (35) 同右、二〇二―二〇三頁（韓国語）
- (36) 韓日民族問題学会『在日朝鮮人、彼らは誰絵なのか』サンイン、二〇〇三年、七六頁
- (37) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、二〇七頁（韓国語）
- (38) 水野直樹・文京洙『在日朝鮮人歴史と現在』岩波書店、二〇一五年、一一九頁
- (39) イムチェハン・ジョンヒョンゴン、前掲書、二〇八頁（韓国語）
- (40) 同上、二〇九頁（韓国語）
- (41) 一九四八年四月三日に濟州島で起こった島民の蜂起事件。米軍政や韓国警察に対する不満に抗議する島民を韓国警察と右翼青年団などが虐殺した事件で、三万人近くの島民が犠牲になったとされている。
- (42) 在日本大韓民国民団ホームページ (<http://mindan-tokyo.org/bbs/top.php>) 検索日：二〇一六年一月一六日
- (43) 帰化者
- (44) 外国人登録令第一条「台湾人のうち法務総裁の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」昭和二二年五月二日、外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集、朝鮮人、台湾人、琉球人関係』二三頁
- (45) 田中宏、金敬得編『日・韓「共生社会」の展望―韓国で実現した外国人地方参政権』、新幹社、二〇〇六年、二五―三六頁
- (46) しかし、二〇〇六年からは入国する外国人に指紋採取と顔写真撮影を義務づける改正入管法が発効した。
- (47) 例えば、当時軍事政権から死刑宣告を受けた金大中氏の救命運動を展開して貫徹させた。
- (48) 互に行事やイベントに招待したりはしているが、共同事業や機関を作って協力することはない（二〇一五年九月二〇日と二〇一六年二月八日に行った在日本韓国人連合会の関係者との面談から得た情報）。

(49) 二〇一五年九月一二日に行った民団関係者との面談から得た情報。

この論文は平成二六年度法学部国外派遣研究の成果物である。